



# 島根県報

平成30年10月12日（金）

## 第3,048号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	2
土砂災害警戒区域の指定の解除	（       "       ）	3

**【正 誤】**

平成30年9月21日付け島根県報第3,042号中	（森林整備課）	3
--------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第662号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
内田 有紀	外科	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	平成30年9月28日
石口 博智	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原四丁目1-1	平成30年9月28日
大平 明弘	眼科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103-1	平成30年9月28日

**島根県告示第663号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市三隅町岡見5057-1、5058-1、5059-1、5060-1
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第664号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
雲南市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊  
地王C、尾崎下B、前谷、井儀、下谷G、三刀屋町神代I、熊野神社東、須所B、川手、土井トンネル西D、上山愛宕神社南B、矢入集会所東D、高殿、芦谷大橋北、大万木橋西2、長鳥橋北3、梅木2、菱屋橋北、吉田A、大吉田集会所南F、吉田小学校民谷分校西、吉田小学校民谷分校北B、西側E、恩谷会館東B
  - (2) 土石流

民谷 I、土居ノ表

### 3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

## 島根県告示第665号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成21年島根県告示第766号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成30年10月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 解除に係る市町村の名称

雲南市

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

#### (1) 急傾斜地の崩壊

下熊谷B、屋内東A、後谷下B、市場B、若宮神社東、禅定H、作り石B、堂々集会所南C、堂々B、下谷E、深野G、明山大橋北B、菅谷 I、菅谷K、梅木K、吉田芦谷A、大吉田J、木ノ下F、木ノ下K、川尻A、弘法屋橋北C、弘法屋橋北D、民谷B、王子神社北、川上B、西側C、郡橋西A、多根B、志食橋東B、大谷橋南、福田A

#### (2) 土石流

粟谷谷B、里坊A、殿河内上、深谷上A、後根波下、前根波中A、前根波中B、六重下B、六重中A、堂々D、弘法屋奥谷A、弘法屋奥谷B

### 3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県雲南県土整備事務所及び雲南市役所において一般の縦覧に供する。）

## 正 誤

平成30年9月21日付け島根県報第3,042号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第631号中	雲南市加茂町611・613-2	雲南市加茂町近松611・613-2